

大阪市に於ける要救済失業労働者 とその就労状況

安田辰馬

數年以前の情勢に比較すると、我が國の失業状況は最近に於て稍々好轉を示して居るものゝ如く觀られてゐる。最も之が數字的結論は相當困難のことにして、今各種資料を掲記しての綜合觀察の餘裕を持たないが、内務省社會局調査に係る失業状況推定月報に依り其の一斑を窺ふに、最近に於ける全國の失業者數は昭和七年七月の五一〇、九〇一名を最高とし漸次減少の傾向にあり、昨年十二月では三六〇、七五〇名といふ數字を示して居る。次に同推定月報に示されたる全國失業率(失業者数の割合)を掲記すれば

一月	昭和七年	六・九四
六・九四	昭和八年	六・一三
六・一三	昭和九年	五・一六

ある。

次に、大阪市に於ける最近の状況を同じく失業状況推定

二月	六・九二
三月	六・八〇
四月	五・八四
五月	五・七〇
六月	五・一四
七月	五・九一
八月	五・〇六
九月	五・二四
十月	五・一七
十一月	五・四五
十二月	五・二四
一月	五・九七
二月	五・八一
三月	五・七〇
四月	五・六五
五月	四・九一
六月	四・八七
七月	四・九一
八月	四・七九
九月	四・八六
十月	四・八〇
十一月	五・一九
一二月	五・三二
一月	六・六六
二月	六・九二
三月	六・三八
四月	五・一一
五月	五・一九
六月	四・八〇

といふ状況にあり、漸次失業率の低下を示しつゝある様である。

月報に従するに、本年三月一日現在に於て、失業者總數二四、四八〇名、内給料生活者四、九三〇名、日傭労働者五、五六〇名、其他の労働者一三、九九〇名と推定されて居る。而して最近一ヶ年間に於ける各月別の失業率を顧るに、

給料生活者	日傭労働者	其他の労働者	平均
昭和九年 四月	二・八	一・二・二	二・九
五月	二・八	一・四・四	三・四
六月	二・九	一・四・五	三・四
七月	二・九	一・四・五	三・五
八月	二・七	一・三・七	三・五
九月	二・七	一・三・二	三・五
十月	二・〇	一・四・〇	三・三
十一月	二・八	一・三・五	三・八
十二月	二・八	一・三・一	三・七
昭和十年 一月	二・八	一・二・六	三・一
二月	三・一	一・三・八	三・〇
三月	三・〇	一・三・三	三・二
			三・六
			三・九
			三・八

といふ数字を示し、失業率は日傭労働者に最も高く、其他の労働者に亞いで居る状況である。
尙、こゝに注目すべきは右失業推定數下の要救済者の状況である。今前掲本年三月一日現在の大坂市失業者推定數中に含まれる、要救済者數を示せば、給料生活者一、三六〇名(失業者數に對する割合一七・六%)、日傭労働者五、五六〇名(同上一〇〇・〇%)、其他の労働者四、七六〇名(同上三四・〇%)である。

即ち右に依れば、最近インフレ景氣、軍需景氣等の呼聲と共に、稍失業状態好轉の印象を一般社會に與へつゝある一面に於てなほ、三十六萬餘の失業數を推定せしめ、大阪市のみにても二萬五千に垂んとする失業者推定數を示して居るのであり、其の中最も多數を占むるは労働者層に屬する失業者であり、内一萬餘は要救済失業者と推定されるものである。然らばそれらの人々は如何に救済されつゝあるであらうか?

本稿は大阪市に於ける要救済失業労働者登録の近況と、失業者使用事業方面への登録労働者就労状況とを觀、以て

失業者救済の現状一斑を窺はふとするものである。

二

政府の通牒に依れば、現今失業者救済關係事業として擧げらるゝものは、各種の官公營事業及び民間事業等非常に廣範圍に亘るのであるが(註一)、其の代表的な事業は所謂失業應急事業と稱せらるゝもので、昭和七年五月二十日附發社第一號内務大藏兩次官より各地方長官宛依命通牒に基き公共團體に於て施行せられつゝある事業である(註二)

(註一) 職業紹介第二卷第一號、山本高雄氏論文参照

(註二) 失業問題事務參考資料(昭和九年版)第三五頁以下参照
大阪市及び郡部に於て要救済失業登録労働者を對照とし

大阪府市一般労働者失業應急事業概要

(昭和十年三月末日現在)

事業種目	年度	豫算額	豫算額	勞動者使用	一日平均使	期間	施行方法
大 阪 府 道 路 改 建 工 事	八 年 度 繼 越	六四、三〇	一八、三三	二四、三六	三三	自 九、四、一 至 二〇、二、三	直 一部請負
道 路 改 建 並 街 路 改 建 工 事	九 年 度	一、七九、七九	三九、八三	三四、九九	交六	自 九、七、二四 至 二〇、二、三	同
計		一、三三四、二三	三四、三六	三四、三五	一		

大 阪 市	道 路 鋪 裝 修 築、河 巴 修 築、橋 梁 改 造 並 水 路 浚 清 修 築 工 事	八 年 度 繰 越	四〇九、六三	一、五七	二〇、七六	二 三	自 九、四、一 至 一〇、三、三	直 营
	道 路 改 修 並 街 路 鋪 裝 工 事	同	七五、三五	三、三八	三、七八	一	自 九、四、一 至 一〇、三、三	同
第 二 次 高 速 度 鐵 道 建 設 工 事	同	二、九三、九五四	三九、六六	一四、一〇七	五三	自 九、四、一 至 一〇、三、三	請 負	
街 路 鋪 裝、道 路 修 築、河 巴 修 築、橋 梁 改 造、水 路 浚 清 工 事	九 年 度	一、三〇〇、〇〇〇	六七、五四	二四九、六三	七五	自 九、五、一 至 一〇、三、三	直 营	
平 野 川 改 修 工 事	同	三〇〇、〇〇〇	六三、三五	四三、八五	二七	自 九、九、一 至 一〇、三、三	同	
計	八 年 度 繰 越	二、七六、〇〇七	五一、五三	三九、七九三	一	自 九、五、一 至 一〇、三、三	直 营	
九 年 度	一、五〇〇、〇〇〇	四六、五五〇	三五三、四七〇	二五三、四七〇	一	自 九、九、一 至 一〇、三、三	同	
計	四、二六九、〇〇七	九四、三五三	六三、三五三	一	一	一	一	

三

失業應急事業の對照たる要救濟失業労働者及び其の採用方法について政府の通牒は大要次の如く規定してゐる(註)

即ち

一、失業者中救濟を必要とするものなりや否やに關しては方面委員、警察官吏、宿泊所長等の活動を促し之が認定に遺憾なきを期し且認定せられたるものに對しては本人の寫真を添付せらる労働手帳を職業紹介所を經て交付すること

一、前項要救濟者の採用に就ては其の生活狀況、失業期間等を參照し困窮の度甚しきものを優先せしめ且相互間就労機會の分配を公平ならしむること、從て職業紹介所より採用する要救濟失業者中の額付(指名人夫)の數は技術上必要な最少限度に止め其の數は少くとも其の三割以内たるべきこと

現在、失業應急事業施行の公共團体は何れも右規定に準據して居ることは勿論であるが、更に各地の事情に應じ詳細なる要救濟失業者登録規定(若くは内規)を設定するを普通として居るのである。

今大阪市に於ける現行「労働登録要項」の骨子を示せば、登録の種類を第一種登録及び第二種登録の二種とし、第二種登録者は失業者救濟關係事業に限り從事し得るものとして居る。而して其の被登録資格を示せば

(イ) 第一種登録

(A) 年齢満二十歳以上五十歳未満なること

(B) 大阪市に本籍を有するか又は大阪市に寄留し寄留届出後同所に六箇月以上居住し失業のため生活困難なること

(C) 大阪市京橋職業紹介所長に於て日傭労働者として適當と認めたるものにして同所に於て行ふ考査に合格し又は所長に於て技術工として認定したるものなること

(ロ) 第二種登録

(A) 大阪市方面カード登録者にしてカード登録後三箇月以上を経過せるものなること

(註) 失業問題關係事務參考資料(昭和九年版)第三六頁参照

四

大阪市立労働紹介所(六ヶ所)に於て登録を受け、労働手帳を交付されて居る要救濟失業労働者は、大阪地方職業紹介事務局の調べに依れば、本年四月三十日現在で總數六、九四九名、内朝鮮人四、〇〇八名(總數の五七・七%)を算へて居る。而して最近一ヶ年に於ける登録狀況を見るに、昨年五月の七、九七九名を最高とし漸次減少の傾向にあり本年二月に於て六、八一七名となつて居る。

次に被登録者の年齢、本籍、教育程度等につき一瞥すれば凡そ次の様である。

昨年十二月末現在の要救済失業登録労働者（大阪市七、一八一名）に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市に於ける状況は、先づ年齢別に觀て最も多數を占めて居るのは三一一三五歳の一、四六四名で總數の二〇・四%を占め、次は三六一四〇歳（二〇・1%）、二六一三〇歳（一七・1%）、四一—四五歳（一二・6%）、二一一二五歳（一〇・8%）等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名六十歳以上の者二十五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四〇名を數へ總數の五六・3%を占めて居り、大阪の一、四八九名（總數の二〇・7%）に亞ぎ、兵庫の二〇九名、京都の一〇六名等をはじめ、殆んど全國道府縣に亘り其の本籍地を見て居る。

更に教育程度を觀るに、

二、四二九名（三三・8%）

尋常小學半途退學

一、一二二一名（一七・〇%）

次に、被登録者七、一八一名の生活態様別を觀れば、家族を有する者五、三四八名（七四・5%）獨身者一、八三三名（二五・5%）であり、有家族者の家族人員を觀れば、三人以上五人未滿の者最も多く一、四二九名あり、五人以上八人未滿の一、六三五名、一人以上三人未滿の七三一名、八人以上十人未滿の四〇三名、十人以上の一五〇名之に亞いで居る状況である。

次に、被登録者七、一八一名の生活態様別を觀れば、家族を有する者五、三四八名（七四・5%）獨身者一、八三三名（二五・5%）であり、有家族者の家族人員を觀れば、三人以上五人未滿の者最も多く一、四二九名あり、五人以上八人未滿の一、六三五名、一人以上三人未滿の七三一名、八人以上十人未滿の四〇三名、十人以上の一五〇名之に亞いで居る状況である。

五

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

尋常小學校卒業程度以上 二、五九四名（三六・2%）
高等小學校卒業程度以上 八四三名（一・七%）
中等學校卒業程度以上 八八名（一・2%）
専門學校卒業程度以上 六名（〇・1%）
計 七、一八一名

といふ數字を示し、其の前職關係を觀るに、土木建築關係の者が最多數で二、九二〇名あり總數の四〇・7%を占め農林業關係の一、〇一八名（一四・2%）、工業及礦業關係の九三五名（一三・〇%）、雜業の八〇〇名（一一・1%）等之に亞いで居る。

計 七、一八一名

昨年十二月末現在の要救済失業登録労働者（大阪市七、一八一名）に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市に於ける状況は、先づ年齢別に觀て最も多數

を占めて居るのは三一一三五歳の一、四六四名で總數の二

〇・4%を占め、次は三六一四〇歳（二〇・1%）、二六一

三〇歳（一七・1%）、四一—四五歳（一二・6%）、二一一二

五歳（一〇・8%）等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名

六十歳以上の者二十五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四〇名を數へ總數の五六・3%を占めて居り、大阪の一、四八九名（總數の二〇・7%）に亞ぎ、兵庫の二〇九名、京都の一〇六名等をはじめ、殆んど全國道府縣に亘り其の本籍地を見て居る。

更に教育程度を觀るに、

二、四二九名（三三・8%）

尋常小學半途退學

一、一二二一名（一七・〇%）

五

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

大阪市に於ける労働紹介の現況を見るに、京橋、築港、今宮、千鳥橋、淡路、今里の六ヶ所の労働専門紹介所に於て日々、六千乃至八千名の労働者を紹介就労せしめつゝあるのであるが、今、昨年一月以降の月別紹介延數を示せば左表の如く就労の最盛期は毎年三月であつて昨年三月は一二萬三千（一日平均約七千二百名）、本年三月は二十一萬一千餘（同、六千八百餘名）を算へて居る。

各月の事業別紹介數を觀るに、要救済失業者の使用を目的とする失業者使用事業（前掲失業應急事業及關係事業）への紹介は昨年一月に於て總紹介數の六六・4%を占めて居たが、最近では四〇%臺に低下を示して居る。而して失業者使用事業への紹介延數を月別に觀るも昨年に比し相當數の減少を見せて居るのである。

こゝに注目すべきは毎年、年度替期に於ける紹介數激減の現象である。即ち、之れを九、十兩年の年度替期（三四月）兩月に於ける紹介數の開きについて見るも、

大阪市立労働紹介所紹介員數（月別）

月 别	失業者	失業者使用事業		一般事業		計
		事 業	計	失業者	減 少 率	
昭和九年 一月	一〇〇, 東三	九〇, 大六	一五一, 五九	三三, 一八四	三三, 一八四	三三, 一八四
二月	一三〇, 五〇	一三〇, 五〇	一五五, 七八	一五五, 七八	一五五, 七八	一五五, 七八
三月	一四〇, 一九	一四〇, 一九	一七一, 三一	一七一, 三一	一七一, 三一	一七一, 三一
四月	一五六, 一九	一五六, 一九	一七一, 三一	一七一, 三一	一七一, 三一	一七一, 三一
五月	一六一, 九三	一六一, 九三	一七一, 四五	一七一, 四五	一七一, 四五	一七一, 四五
六月	一五五, 三四	一五五, 三四	一六〇, 〇九	一六〇, 〇九	一六〇, 〇九	一六〇, 〇九
七月	一五四, 六四	一五四, 六四	一三三, 一八三	一三三, 一八三	一三三, 一八三	一三三, 一八三
八月	一四, 五六	一四, 五六	一六一, 一四	一六一, 一四	一六一, 一四	一六一, 一四
九月	一三, 三〇	一三, 三〇	一三, 三〇	一三, 三〇	一三, 三〇	一三, 三〇

といふ數字を示し、實數に於ても減少率に於ても失業者使用事業に顯著なる現象を呈して居るのみならず、之は次に述べる要救済失業登録労働者の就労回数に直ちに反映して居るのであり失業者救済上相當考究るべき事象である。

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

次に被登録者の年齢、本籍、教育程度等につき一瞥すれば凡そ次の様である。

昨年十二月末現在の要救済失業登録労働者（大阪市七、一八一名）に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市に於ける状況は、先づ年齢別に觀て最も多數を占めて居るのは三一一三五歳の一、四六四名で總數の二

〇・4%を占め、次は三六一四〇歳（二〇・1%）、二六一

三〇歳（一七・1%）、四一—四五歳（一二・6%）、二一一二

五歳（一〇・8%）等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名

六十歳以上の者二十五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四〇名を數へ總數の五六・3%を占めて居り、大阪の一、四八九名（總數の二〇・7%）に亞ぎ、兵庫の二〇九名、京都の一〇六名等をはじめ、殆んど全國道府縣に亘り其の本籍地を見て居る。

更に教育程度を觀るに、

二、四二九名（三三・8%）

尋常小學半途退學

一、一二二一名（一七・〇%）

五

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

次に被登録者の年齢、本籍、教育程度等につき一瞥すれば凡そ次の様である。

昨年十二月末現在の要救済失業登録労働者（大阪市七、一八一名）に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市に於ける状況は、先づ年齢別に觀て最も多數を占めて居るのは三一一三五歳の一、四六四名で總數の二

〇・4%を占め、次は三六一四〇歳（二〇・1%）、二六一

三〇歳（一七・1%）、四一—四五歳（一二・6%）、二一一二

五歳（一〇・8%）等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名

六十歳以上の者二十五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四〇名を數へ總數の五六・3%を占めて居り、大阪の一、四八九名（總數の二〇・7%）に亞ぎ、兵庫の二〇九名、京都の一〇六名等をはじめ、殆んど全國道府縣に亘り其の本籍地を見て居る。

更に教育程度を觀るに、

二、四二九名（三三・8%）

尋常小學半途退學

一、一二二一名（一七・〇%）

五

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

次に被登録者の年齢、本籍、教育程度等につき一瞥すれば凡そ次の様である。

昨年十二月末現在の要救済失業登録労働者（大阪市七、一八一名）に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市に於ける状況は、先づ年齢別に觀て最も多數を占めて居るのは三一一三五歳の一、四六四名で總數の二

〇・4%を占め、次は三六一四〇歳（二〇・1%）、二六一

三〇歳（一七・1%）、四一—四五歳（一二・6%）、二一一二

五歳（一〇・8%）等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名

六十歳以上の者二十五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四〇名を數へ總數の五六・3%を占めて居り、大阪の一、四八九名（總數の二〇・7%）に亞ぎ、兵庫の二〇九名、京都の一〇六名等をはじめ、殆んど全國道府縣に亘り其の本籍地を見て居る。

更に教育程度を觀るに、

二、四二九名（三三・8%）

尋常小學半途退學

一、一二二一名（一七・〇%）

五

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

次に被登録者の年齢、本籍、教育程度等につき一瞥すれば凡そ次の様である。

昨年十二月末現在の要救済失業登録労働者（大阪市七、一八一名）に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市に於ける状況は、先づ年齢別に觀て最も多數を占めて居るのは三一一三五歳の一、四六四名で總數の二

〇・4%を占め、次は三六一四〇歳（二〇・1%）、二六一

三〇歳（一七・1%）、四一—四五歳（一二・6%）、二一一二

五歳（一〇・8%）等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名

六十歳以上の者二十五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四〇名を數へ總數の五六・3%を占めて居り、大阪の一、四八九名（總數の二〇・7%）に亞ぎ、兵庫の二〇九名、京都の一〇六名等をはじめ、殆んど全國道府縣に亘り其の本籍地を見て居る。

更に教育程度を觀るに、

二、四二九名（三三・8%）

尋常小學半途退學

一、一二二一名（一七・〇%）

五

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

次に被登録者の年齢、本籍、教育程度等につき一瞥すれば凡そ次の様である。

昨年十二月末現在の要救済失業登録労働者（大阪市七、一八一名）に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市に於ける状況は、先づ年齢別に觀て最も多數を占めて居るのは三一一三五歳の一、四六四名で總數の二

〇・4%を占め、次は三六一四〇歳（二〇・1%）、二六一

三〇歳（一七・1%）、四一—四五歳（一二・6%）、二一一二

五歳（一〇・8%）等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名

六十歳以上の者二十五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四〇名を數へ總數の五六・3%を占めて居り、大阪の一、四八九名（總數の二〇・7%）に亞ぎ、兵庫の二〇九名、京都の一〇六名等をはじめ、殆んど全國道府縣に亘り其の本籍地を見て居る。

更に教育程度を觀るに、

二、四二九名（三三・8%）

尋常小學半途退學

一、一二二一名（一七・〇%）

五

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

次に被登録者の年齢、本籍、教育程度等につき一瞥すれば凡そ次の様である。

昨年十二月末現在の要救済失業登録労働者（大阪市七、一八一名）に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市に於ける状況は、先づ年齢別に觀て最も多數を占めて居るのは三一一三五歳の一、四六四名で總數の二

〇・4%を占め、次は三六一四〇歳（二〇・1%）、二六一

三〇歳（一七・1%）、四一—四五歳（一二・6%）、二一一二

五歳（一〇・8%）等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名

六十歳以上の者二十五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四〇名を數へ總數の五六・3%を占めて居り、大阪の一、四八九名（總數の二〇・7%）に亞ぎ、兵庫の二〇九名、京都の一〇六名等をはじめ、殆んど全國道府縣に亘り其の本籍地を見て居る。

更に教育程度を觀るに、

二、四二九名（三三・8%）

尋常小學半途退學

一、一二二一名（一七・〇%）

五

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

次に被登録者の年齢、本籍、教育程度等につき一瞥すれば凡そ次の様である。

昨年十二月末現在の要救済失業登録労働者（大阪市七、一八一名）に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市に於ける状況は、先づ年齢別に觀て最も多數を占めて居るのは三一一三五歳の一、四六四名で總數の二

〇・4%を占め、次は三六一四〇歳（二〇・1%）、二六一

三〇歳（一七・1%）、四一—四五歳（一二・6%）、二一一二

五歳（一〇・8%）等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名

六十歳以上の者二十五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四〇名を數へ總數の五六・3%を占めて居り、大阪の一、四八九名（總數の二〇・7%）に亞ぎ、兵庫の二〇九名、京都の一〇六名等をはじめ、殆んど全國道府縣に亘り其の本籍地を見て居る。

更に教育程度を觀るに、

二、四二九名（三三・8%）

尋常小學半途退學

一、一二二一名（一七・〇%）

五

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

次に被登録者の年齢、本籍、教育程度等につき一瞥すれば凡そ次の様である。

昨年十二月末現在の要救済失業登録労働者（大阪市七、一八一名）に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市に於ける状況は、先づ年齢別に觀て最も多數を占めて居るのは三一一三五歳の一、四六四名で總數の二

〇・4%を占め、次は三六一四〇歳（二〇・1%）、二六一

三〇歳（一七・1%）、四一—四五歳（一二・6%）、二一一二

五歳（一〇・8%）等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名

六十歳以上の者二十五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四〇名を數へ總數の五六・3%を占めて居り、大阪の一、四八九名（總數の二〇・7%）に亞ぎ、兵庫の二〇九名、京都の一〇六名等をはじめ、殆んど全國道府縣に亘り其の本籍地を見て居る。

更に教育程度を觀るに、

二、四二九名（三三・8%）

尋常小學半途退學

一、一二二一名（一七・〇%）

五

— 情狀勞就の其と者労働失業救済要るけ於に市阪大 —

次に被登録者の年齢、本籍、教育程度等につき一瞥すれば凡そ次の様である。

昨年十二月末現在の要救済失業登録労働者（大阪市七、一八一名）に關し大阪地方事務局が調査したるところに依れば、大阪市に於ける状況は、先づ年齢別に觀て最も多數を占めて居るのは三一一三五歳の一、四六四名で總數の二

〇・4%を占め、次は三六一四〇歳（二〇・1%）、二六一

三〇歳（一七・1%）、四一—四五歳（一二・6%）、二一一二

五歳（一〇・8%）等の順位を示し、二十歳迄の者一〇八名

六十歳以上の者二十五名を算へて居る。

之等の人々の本籍を觀るに、朝鮮最も多く四、〇四

要救済失業登録者の就労紹介所は各紹介所共、若干の額付（指名労働者）を除き、労働手帳の番号順に依る所謂輪番配給循還の方法を探り、就労機會配分の公平を期して居るのであるが、各労働紹介所に於ける月別の就労回数を示せば次表の如く、六ヶ所に於ける各月の平均就労回数は本年三月の二七・八回を最高とし、昨年四月の二一・五回を最低として居る。

失業者使用事業に於ける就労統制の理想よりすれば、各紹介所間に於ける就労回数の均等、各月に於ける就労回数の均等こそ最も望ましいのであるが、次表にも見受けらるゝ如く現状に於ては其の回数にかなりの差がある。殊に、

三、四兩月に於ける就労回数に相當大なる開きを示して居るのは、特に、通年の就労統制上の見地からして注目すべき現象である。

大阪市要救済失業登録労働者就労回数状況

月別	雨天	京橋	築港	今宮	千鳥橋	淡路	今里	大阪市立労働紹介所	
								(平均)	
昭和八年 一月	二	一五	二三	一八	二〇	二二	二一	一九	八
二月	一	二五	二七	二七	二四	二六	二七	二六	七
三月	三	二八	二九	二四	二七	二九	二八	二七	五
四月	六	八	一五	一三	一二	一五	一二	一二	五
五月	四	一七	二二	一四	一四	一四	一六	一六	二
六月	五	一五	一五	一五	一三	一三	一二	一三	八
七月	五	二〇	二一	一六	一七	一九	一六	一八	二
八月	一	二七	二八	二四	一八	二八	一九	二四	四
九月	四	二〇	二一	二四	二〇	二四	二三	二三	二〇
昭和九年 一月	二	一五	二三	一八	二〇	二二	二一	一九	八
二月	一	二五	二七	二七	二四	二六	二七	二六	七
三月	三	二八	二九	二四	二七	二九	二八	二七	五
四月	六	八	一五	一三	一二	一五	一二	一二	五
五月	四	一七	二二	一四	一四	一四	一六	一六	二
六月	五	一五	一五	一五	一三	一三	一二	一三	八
七月	五	二〇	二一	一六	一七	一九	一六	一八	二
八月	一	二七	二八	二四	一八	二八	一九	二四	四
九月	四	二〇	二一	二四	二〇	二四	二三	二三	二〇

的業種三十種につき昨年七月に於ける状況を調べたものであるが其の數種につき、事業別に比較すれば、

昭和十年 十月	十一月	十二月	昭和十一年 一月	二月	三月	四月	一般事業		
							失業者使 用事 業	官 公 營	民 營
七	二〇	二二	二二	一九	二二	一四	一九・八	二・〇〇	二・二〇
二	二三	二六	二四	二二	二六	二五	二四・三	一・七〇	一・九〇
二	二四	二三	一八	一八	二七	二五	二二・五	一・九〇	一・九〇
二	一八	一九	一九	一九	二四	二一	二〇・〇	一・七〇	一・七〇
二	二一	二五	二二	一九	二四	二一	二二・〇	一・七〇	一・七〇
三	二八	二九	二五	二八	二七	三〇	二七・八	一・七〇	一・七〇
三	一一	二二	二二	一三	二〇	二一	一七・三	一・七〇	一・七〇

六

失業應急事業に於ける勞働賃銀に關しては關係通牒（註一）に次の如く示されて居る。即ち、

一、勞働賃銀は其の地方に於ける同種の者の賃銀より低額なるを原則とし且成るべく多數の労働者を就労せしむる爲夜業歩増等は之を避くる様努むること

一、勞働賃銀は頭領ねを避け且日拂とし必要に應じ立替支拂制度を利用すること

大阪市労働紹介所に現はれたる勞働賃銀に關し大阪地方事務局の調査（註二）がある。同調査は日傭労働關係の代表

（註一）失業問題關係事務參考資料（昭和九年版）第三七頁

（註二）昭和九年七月京阪神三市労働紹介所に於ける日傭労働者労働賃銀並労働時間

以上概観したるところを総合するに、近來失業状態稍緩和の聲をきく一面、大阪市のみに於ても要救濟失業労働者一萬餘を推定せしむる状況にあり、市は各労働紹介所を通じて其の七〇%前後に相當する人々を現に登録し、労働手帳を交付、各種の失業者使用事業に紹介就労せしめつゝあるのである。

之等登録労働者の多くは年齢三十歳乃至四十歳の有家族者で、教育程度は概して低く、曾て土木建築關係の業務に從事したものであるが、其の本籍を朝鮮に有する者が全數の過半を占めて居ることは注目に値するであらう。

次に登録者中若干の指名労働者を除く所謂循還配給に属する者の就労回数は平均して一ヶ月約二十回といふ月もあるが、十二回餘といふ氣の毒な月さへもある状況である。而して其の賃銀は日拂であり、時に多い少いはあるが大体普通土工人夫で一圓十錢前後、技術工で一圓七八十錢（共に普通賃銀）といふ状況の様である。

今、家族五人を有する登録労働者が毎早朝労働紹介所に出頭し、日給一圓二十錢の失業者使用事業の仕事に一ヶ月からうじて十五回就労し得たとして、其の一家族の生活状態を静かに想像していただけるならば、敢てこの小文の結びを必要としないであらう。

（附記）

本稿は全く勿匆の間に執筆を餘儀なくされたもので、従つて此の一篇は大阪市に於ける要救濟失業登録労働者に關する現状一般を紹介するに止めたものである。然し、失業救濟事業實施以來茲に拾年、其の間すでに幾多の問題を譲せられつゝあるを自認する一人として、筆者は更に後の機會を約して置きたいのである。

名古屋市の失業保険制度に就て

平 田 隆 夫

害共済事業に合併して実施されたのであり、その後一時中止され、昭和四年再び復活されたが、現在は法規が存在するのみで、停止の状態となつてゐる。次に問題とする名古屋市の制度は、昭和六年五月から開設されたのであるから類似の施設中最も新らしいものである。左にこの制度の組織並びに實蹟について極簡単に説明し、本邦都市失業保険制度の實狀の一端を伺ふ事としたい。

周知の如く本邦都市の失業保険制度は二つに類別されるその一つは専ら日傭労働者を對象とするものであり、他は日傭労働者以外の一般労働者を被保険者とするものである。日傭労働者以外の一般労働者に對する失業保険制度は、現在大阪市が昭和七年六月一日から實施してゐるのが本邦唯一の事例に過ぎない。しかし乍ら日傭労働者の失業保険制度は、神戸市（大正十五年から）、東京市（昭和二年から）等に現存しており、こゝに紹介せんとする名古屋市の制度も、亦その一つである。従つて本邦都市の失業保険制度としては、日傭労働者を目標とするものが支配的であると言ひ得るのである。この種の制度を最初に計畫、實施したのは、矢張大阪市である。即ち大正十四年大阪市労働共済會の災

名古屋市に於ける日傭労働者失業保険制度は、名古屋市労務者共済會が實施してゐる所である。同會は昭和六年五月十五日創設され、同年五月二十日からその事業を開始して今日に及んでゐる。同會の目的並びに使命は、次の言葉